相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市鶴見区岸谷一丁目一八四〇番地、最後の住所横浜市鶴見区上末吉二丁目八番三号　被相続人　亡　速水　勇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月五日

横浜市都筑区茅ケ崎中央二五―七フォーラスプラザ二〇三

相続財産管理人　弁護士　姜　文江

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県西尾市高畠町二丁目三番地二、最後の住所愛知県西尾市寄住町佃五一番地エスポワール寄住六〇五号室　被相続人　亡　矢藤　真吾

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月五日

愛知県西尾市徳次町十五夜三二番地二

相続財産管理人　弁護士　辻村　義之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県葛城市竹内六〇八番地、最後の住所奈良県北葛城郡王寺町畠田八丁目一七四九番地の一　被相続人　亡　高松　清一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月五日

京都市上京区御前通今小路上る馬喰町八九五番地二

相続財産管理人　司法書士　木村　孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市伏見区京町九丁目六〇番地の一、最後の住所京都府城陽市寺田宮ノ谷一一番地の三八京都府営住宅城南団地二棟一一〇号　被相続人　亡　平岡善三郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月五日

京都市中京区丸太町通御幸町西入琵沙門町五三三松屋ビル五〇二号　田中恭介法律事務所　相続財産管理人　田中　恭介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府泉南郡熊取町七山二丁目七八三番地、最後の住所大阪府泉南郡熊取町七山二丁目四番一号　被相続人　亡　槍　福之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月五日

大阪市北区西天満五丁目九番七号西天満ユートビル三〇一

相続財産管理人　弁護士　佐藤　吉浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府岸和田市池尻町八二三番地、最後の住所大阪府岸和田市池尻町八四六番地　被相続人　亡　井出日佐子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月五日

大阪府大阪市中央区高麗橋二丁目五番一〇号アイケイビル三階　密総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　密　克行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県浜田市殿町八七番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　小林　啓一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月五日

島根県浜田市朝日町一〇番地三

相続財産管理人　司法書士　名古田　薫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県福山市北吉津町一丁目九二〇番地、最後の住所福岡市城南区茶山一丁目九番四五―三〇三号　被相続人　亡　河根　宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月五日

福岡市中央区舞鶴三丁目六番二三―三〇五号

相続財産管理人　坂田　亮平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県延岡市岡富町一一〇四番地一〇、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　松井　勝代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月五日

宮崎県延岡市桜小路三七一番地一〇

相続財産管理人　成合　一弘

家畜商営業保証金取戻し公告

家畜商法第十条の七及び家畜商営業保証金規則第八条の規定により左記の者それぞれ当該記載により営業保証金の取戻しをしようとするので本公告をする。当該保証金につき家畜商法第十条の四第一項の権利を有する者は、本公告の翌日から六ヶ月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該登録都道府県知事に提出されたい。前記申出書の提出がないときは、当該営業保証金は取戻される。

平成二十四年十二月五日

左記代理人　社団法人　日本家畜商協会

会長　髙橋　勝

住所　北海道稚内市声問村字沼川四条通南六の一

氏名　津田　晃

住所　岩手県花巻市中根子字二七樋田二九

氏名　下川原正男

住所　岩手県北上市和賀町岩崎新田旭ヶ丘二四

氏名　昆野　稔

住所　岩手県北上市和賀町岩崎一四地割八〇

氏名　和田　国男

住所　秋田県仙北郡美郷町浪花字大道二七九

氏名　髙橋　彪

住所　群馬県沼田市上原町一六一五の六

氏名　若林　茂雄

住所　千葉県野田市桐ケ作三九一の一

氏名　岩本　誠司

住所　千葉県野田市桐ケ作三九一の一

氏名　岩本善四郎

住所　千葉県成田市津富浦一二六五

氏名　椿　廣

住所　新潟県栃尾市金町二丁目七番五号

氏名　渡辺　昭次

住所　長野県飯山市大字中曽根八三五

氏名　丸山　春夫

住所　岐阜県本巣市根尾能郷五二七の二

氏名　住井　博明

住所　岐阜県本巣市根尾越卒三八四

氏名　吉田　直

住所　岐阜県羽島市竹鼻町二四〇七の一

氏名　高木　幸司

住所　徳島県板野郡板野町黒谷字山神東一の一

氏名　小原　昇

住所　徳島県名西郡石井町高原字東高原三〇〇

氏名　桑村　利明

住所　徳島県名西郡石井町高川原字加茂野一九四

氏名　加藤　賢司

住所　徳島県板野郡板野町犬伏字長谷一五

氏名　黒川　定生

住所　徳島県板野郡板野町吹田字町東四〇の九

氏名　山根　宏

住所　徳島県阿波市土成町宮川内字宮ノ尾一四八

氏名　村山チヨ子

住所　徳島県阿波市土成町高尾字佐古四五

氏名　前坂　勇

住所　徳島県阿波市土成町宮川内字下山田一〇七

氏名　原田　力

住所　徳島県阿波市土成町吉田字遊塚四八

氏名　野上　茂信

住所　徳島県阿波市土成町吉田字川久保一七三

氏名　友江　祥浩

住所　徳島県阿波市土成町吉田字芝生の二の一〇

氏名　柴田　彰

住所　徳島県阿波市土成町吉田字原田市の四七八

氏名　大久保　栄

住所　徳島県阿波市土成町高尾字林坊九七

氏名　稲井幸之助

住所　徳島県阿波市土成町成当二四三

氏名　松本　弘

住所　徳島県阿波市土成町宮川内字藤原一七五

氏名　福井　久